

フェリーいへやⅢの女性船員の採用について / 上地義則

フェリーいへやⅢの女性船員の採用についてお伺いしたいと思います。昨年の9月の定例でも一度質問していますが、検討していくとの答弁でありました。その後はどうなっているか伺いたいと思います。

■議長（金城信光） 答弁、観光交通課長。

■上江洲清彦観光交通課長 5番 上地議員の質問にお答えします。前回の議場での質疑応答を経て、村としてもあらゆる角度から、女性船員の採用を検討するために追跡調査は行っておりました。まずその結果から申し上げます。まず、女性船員の乗船に対しては船舶設備規定において、専用の設備、この場合ですね、船員室、浴室、トイレ、洗面設備及び洗濯室を独立かつ専用のものにすることとあります。但し、「海上保安庁の船舶は適時斟酌しても差し支えない」というふうな規定がございます。それがあって、現状は確認しております。従いまして、現在フェリーいへやⅢにおいては専門設備を確保するスペースがないことから、女性船員の乗船が困難であることが判明しております。

次に、フェリーの運航時、村関係者を乗船させることが可能かも検討してはおります。検討内容といたしましては、現在、チケット売り場の受託業者へ追加委託を行って、女性のお客さんを介助可能かっていうことで調整確認はしていたんですけれども、フェリーの運航時は管理監督責任は、その船長であることから、不測の事態、この場合は、荒天時の急遽避難とか、台風襲来、今年度ですかね、ありました津波の発生等で急遽出ないといけないとか、あとは運天港や沖合停泊などが想定されると。その場合、責任の所在や管理体制の問題に対して解決が困難との結論に達しています。以上です。

■議長（金城信光） 上地議員。

■5番 上地義則議員 ありがとうございます。課長からの答弁もあったように、女性船員を採用するにあたっては専用の設備が必要であることは、いろいろ調べていて理解はしています。またいろいろと検討していただいたわけですが、私自身ですね、女性船員は、今後は必要だと考えています。解決が困難という結論に達しているわけですが、今後フェリーを新造する際、現在設備されていない女性船員専用の設備等も盛り込んでいただきたいと思います。また、フェリーに関してはサービス業の一環だと考えると、乗客者に対して女性しかできないサービス、サポートなどもあるので、今後も引き続きいろいろな観点から模索していただきたいと思います。どうでしょうか。

■議長（金城信光） 観光交通課長。

■上江洲清彦観光交通課長 上地議員の質問にお答えします。確かに上地議員がおっしゃるように、船酔いとかの体調不良、お手洗いなど個室でのケアに関しては、どうしても男性船員ではサポートしづらい状況が、ここには問題として横たわっています。伊平屋村の、第5次総合計画でも、安全、安心、快適な暮らしを支える島づくりの中で、海上交通の整備が明記されております。そこには、移動しやすい環境構築についても取り組む必要があるというふうに謳われており、村としても考える必要があるかなとも思いますので、今後、新たにフェリーを建造する際には、建造委員会ですかね、仮称ではあるんですけれども、そういったことを立ち上げる際

に検討する必要があると考えています。引き続き検討していきたいとも考えております。以上です。

■議長（金城信光） 上地議員。

■5番 上地義則議員 今後も引き続き検討していただくということで、この点に関しては理解しました。ありがとうございます。以上です。